

令和6年(行ウ)第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人 T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

### 第3準備書面

2026年3月17日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士

喜田村洋一

同

二関辰郎

同

高橋涼子

同

小野高広

同

西村友希

## 第1 はじめに

被告準備書面（4）は、2026年12月22日付けの原告第2準備書面における求釈明に対し、真摯に回答していない。

本書面では、前提問題として、葬儀形式文書（甲35）が本件開示請求対象文書に該当することを否定する被告主張の誤り等を指摘したうえで（後記第2）、あらためて被告に対し求釈明への回答を求める（後記第3）。なお、本書面は求釈明に焦点を当てており、被告主張に対する反論は、被告からの十分な回答を受けた段階で行う予定である。

## 第2 葬儀形式文書（甲35）は本件開示請求対象文書<sup>1</sup>に該当すること

### 1 被告の主張

被告は、準備書面（4）において、大要、①葬儀形式文書（甲35）には、「内閣法制局とやりとりした内容」は記録されていないから、同文書は本件開示対象請求文書に該当しない（被告準備書面（4）5～6頁）、②本件開示請求対象文書を特定する要素のうち「やり取りした内容が記録された文書」という文句のみを取り出して検討すること自体不相当であるし、被告として本件訴訟とは別の下級審裁判例の判示と同じ解釈をとるのかどうかを明らかにすべき立場にもないから、求釈明事項に対し回答の要を認めない（被告準備書面（4）14頁）と主張する。

### 2 被告主張の誤り

#### （1）葬儀形式文書は本件開示請求対象文書に該当する

被告は、葬儀形式文書の「(内閣法制局も了解)」という記載にかかわ

---

<sup>1</sup> 本件開示請求対象文書は、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」である（甲9を除外した補正部分についての説明は、ここでは省略する）。

らず、同文書は「やり取りした内容が記録された文書」ではないと主張する（被告準備書面（4）7頁）。この被告主張の根拠はよくわからないが、被告によれば、この記載は、「その記載箇所、記載の体裁及び記載の内容に照らせば、作成名義人である内閣官房及び内閣府の法的整理である『国葬儀を政府が決定すること』ということについて、内閣法制局が甲35文書作成当時に了解していたことについて補足的に記載しているにすぎず、内閣官房及び内閣府が上記付記をもって甲35文書に『令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した』わけではない」とのことである（同頁）。

しかし、「内閣法制局も了解」の記載は、次の箇所にある（次頁**図1**）。

- 2 国葬儀を政府が決定すること（内閣法制局も了解）
- ① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること
  - ② また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること
  - ③ 国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと
- から、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能。
- ※ 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われている。

図1 甲 35 からの抜粋。イエローマーカーは原告代理人

- 3 閣議決定を根拠として国葬儀を行うことについて
- (1) 過去、国葬儀の形式で実施された昭和 42 年 10 月の吉田元総理の葬儀については、閣議決定を根拠として行われた。
- (2) この点については、
- ① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること
  - ※ 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われていること
  - ② また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており（内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 4 条第 3 項第 33 号）、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること
  - ④ 国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないことから、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能であると考えられる。

図2 甲9からの抜粋。赤い矢印と符号(甲35の符号に対応)は原告代理人

図1のうち、原告代理人がイエローマーカーを付した箇所は、案段階文書にも同一ないし実質的に同一の記載があった箇所を示しており<sup>2</sup>、図2

<sup>2</sup> 内閣官房（当時）の御厩敷氏の陳述書（乙 8）によれば、「原案にはなかった『国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと』との一文の追記が主な内容で、他の修正内容の具体的な内容までは記憶にありません」とのことである（2 頁）。ここで「原案」は案段階文書を意味しており、「一文の追記」をしたのが甲 9 である。

に追記した矢印と符号が、その対応関係を示している（**図1**の①が**図2**の①に、**図1**の※が**図2**の②に、**図1**の②が**図2**の③にそれぞれ対応している）。

このように、甲35で「内閣法制局も了解」した対象は、内容的に案段階文書と同一の部分を含んでおり、この点につき御厩敷氏は、2022（令和4）年7月12日夕方に、内閣法制局を訪問し、「案段階文書を示して（文書の内容に沿って）内容を説明した」（乙8・2頁）。

この説明を受けて、内閣法制局がそれを了解した結果が甲35に記載されている。被告は、「その記載箇所、記載の体裁及び記載の内容に照らせば、作成名義人である内閣官房及び内閣府の法的整理である『国葬儀を政府が決定すること』ということについて、内閣法制局が甲35文書作成当時に了解していたことについて補足的に記載しているにすぎず」と述べる（被告準備書面（4）7頁）。しかし、内閣官房・内閣府において、内閣法制局の意思確認をしないまま、自らの想像等だけで「内閣法制局も了解」と記載するはずはない。甲35の作成に先立って、内閣法制局による判断がなんらかの方法によって内閣官房・内閣府に実際に伝達されたからこそ、この記載になっているはずである<sup>3</sup>。

以上のとおり、甲35が内閣法制局と「やり取りした内容が記録された文書」であることに疑いの余地はなく、同文書は本件開示請求対象文書に該当する<sup>4</sup>。

---

<sup>3</sup> 被告は、「甲35文書が『甲9と同一日・同一名義で作成された文書』であるという事実）は、そもそも補正において記載して特定された行政文書の内容とは関係のない事情であって、本件各開示請求に係る行政文書の特定に関係がない」と主張する（被告準備書面（4）6頁）。しかし、本件開示請求は、「やりとり」した期間を限定しており、その間に内閣官房から内閣法制局への説明、あるいは、その逆方向での「了解」の伝達が、これら当事者間でなされたことを示している点において、「同一日・同一名義」という事情は大いに関連する。

<sup>4</sup> 被告は、『やり取りした内容が記録された文書』という文句のみを取り出して検討すること自体不相当」と主張する（被告準備書面（4）14頁）。しかし、この点を理

## (2) 本件開示請求対象文書の意味を具体的にどのような内容と解釈したのかを明らかにする必要性

原告第2準備書面で記載したとおり、「やりとりした内容を記録した文書」の意味が問題となった別件訴訟（甲40）において、被告国は、それを、「やり取りした内容そのものが記録されたものをいう旨主張」した。しかし、大阪地方裁判所は、「言葉のやり取り（交渉、依頼、要請、拒否、確認、連絡等）の内容が記録された文書をいい、ある程度抽象化されたもの（やり取りの概要や要点）でもよ〔く〕… 被告の主張は、上記説示に反する限りにおいて、… 採用することができない」と判示し、被告主張を受け入れなかった（原告第2準備書面10～11頁）。

上述のとおり、甲35が「やりとりした内容を記録した文書」に該当することは疑いが無いが、被告はこれを否定する。その理由が、別件訴訟における被告主張と同じ立場を本件訴訟においても維持しているためか、あるいはそれ以外にあるのか、被告主張の当否を判断するために、被告は明らかにする必要がある<sup>5</sup>。

### 第3 あらためての求釈明

原告第2準備書面における求釈明は、もともと、原告が2025年10

---

由に被告が本件請求対象文書該当性を否定していると解される以上、この部分に焦点を当てるのは当然のことであり、被告の態度こそ不相当、というより不当と言うべきである。

<sup>5</sup> 被告は「ましてや、被告として、本件訴訟とは別の行政文書に係る下級審裁判例の判示と同じ解釈をとるのかどうかを明らかにすべき立場にもない」と主張する（被告準備書面（4）14頁）。しかし、原告が尋ねたのは、「被告は別件訴訟において主張した立場と同じ立場をとるのか、あるいは、大阪地裁判決が採用した立場をとるのかなど、明らかにすべき」（原告第2準備書面11頁）であって、大阪地裁判決と同じ解釈をとるか否かの二者択一を求めるものではない。この点で、被告主張は、原告主張を歪めている。また、「別の行政文書」であるといっても「やりとりした内容を記録した文書」の理解という意味では共通する。しかも、被告は大阪地裁判決に対して控訴しておらず、同判決は確定している。このような被告主張は、確定判決の判断を軽視するものと言わざるをえない。

月 2 日付で提出した求釈明に対する被告の回答が不十分であるために被告に回答を求めるものであった。被告は、今回も合理的根拠なしに回答を拒むことで期日を無駄にしている。原告は、あらためて被告に対し求釈明への回答を求めるとともに、裁判所におかれても、被告に対して具体的な回答を促すよう求める。

なお、被告準備書面（4）に即して、以下の点を補足する。

**1 本件開示請求対象文書の意味を具体的にどのような内容と解釈したのか**

前記第 2 で述べたとおり、被告は、この点を明らかにする必要がある。

殊に、被告は、甲 9 を補正によって除くよう原告に伝えており（甲 1 2、甲 1 3）、甲 9 は本件請求対象文書に該当することを前提にしていると考えられる<sup>6</sup>。本件開示決定時に、被告は、本件開示請求対象文書に甲 9 は該当するが甲 3 5 は該当しないと判断したと考えられ、本件開示請求対象文書の意味を具体的に被告がどのような内容と解釈したのかは、そのような被告判断として合理性があるのか否かの評価にかかわる。あるいは被告は、「やりとりした内容を記録した文書」を「やりとりした内容そのものが記録された文書」と狭く解釈し、やりとりの概要を記録した文書は含まないという立場をとったうえで、甲 9 は該当し、甲 3 5 は該当しないと説明しようとするのかもしれない。しかし、仮にそのような立場を被告がとるとすれば、それは別件訴訟（甲 4 0）において被告国が主張し、大阪地裁判決により排斥された極端なポジションと実質的に同じ立場をとっていたことになる。このことは、被告が職務上尽くすべき注意義務を尽くしたか否

---

<sup>6</sup> 被告は、甲 9 文書に言及するにあたって、同文書は、「内閣官房及び内閣府が、『国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うこと』（甲 9 表題部参照）に関して、内閣法制局とやり取りして作成した文書である」と述べる（被告準備書面（4）11 頁、下線は原告代理人）。被告が、「やり取りした内容を記録した文書」という本件開示請求対象文書の表現をあえて回避しようとしたのか否かは不明である。

かの評価とも密接にかかわる<sup>7</sup>。したがって、被告はこの点を明らかにする必要がある。

## 2 文書類(ii)、(vi)、(vii)で①または②に該当するとされた文書

被告は、『後記①のとおり』又は『後記②のとおり』として、『…含まれるものとしては不存在』という記載ぶりを用いたのは、原告が、原告第1準備書面第5の3(17ないし19ページ)において、『本件各開示請求の対象文書』という限定を何ら付すことなく、『(i)ないし(vii)』の類型に該当する文書について釈明を求めており、本件各開示請求の対象文書とは異なる内容の文書をも含むのか不分明なところがあったため、念のため、回答の範囲を本件各開示請求に限定する趣旨を明らかにするためである」と述べる(被告準備書面(4)15頁)。

しかし、まず、被告の述べる理由が真実であれば、その「不分明」さは(i)～(vii)の全類型に等しく当てはまるはずである。原告の求釈明は(i)～(vii)をすべて同じ形式で限定なく問うているから、回答範囲を限定する必要が(ii)、(vi)、(vii)にだけあって、他の類型にはないという被告の説明は成り立ちえない。被告は、(ii)、(vi)、(vii)の文書については、何らかの文書が存在したため、単純に(イ)や(ウ)のいずれとは回答できず、「本件開示請求の対象文書に含まれるものとしては不存在」という限定付きの回答にせざるを得なかったのであろう<sup>8</sup>。

---

<sup>7</sup> 被告は、準備書面(4)9頁において、原告から多数の開示請求がされ、「内閣官房及び内閣府において数方ページに及ぶ行政文書の開示決定をしている」とあえて傍点付きで、あたかも国側が原告の情報公開請求に対して積極的に応えているかのように述べる。しかし、本件の検討対象は、情報公開法の定める開示義務に照らし、被告が本件開示請求に対して職務上通常尽くすべき注意義務を尽くして応答したか否かであり、別件における開示実績は、この判断とは関係がない。

<sup>8</sup> (ア)は解釈上不存在なもの、(イ)は物理的不存在でそもそも作成又は取得していないもの、(ウ)は物理的不存在で、いったん作成又は取得したがその後廃棄したもの(原告第1準備書面18頁)。(i)～(vii)の類型については、同準備書面17頁に記載し

次に、原告は、もちろん、最終的には本件各開示請求対象文書に該当する文書を対象として釈明を求めているが、どの文書が開示請求対象文書に該当するか、という解釈自体が争いになりえる。現に本件において、葬儀形式文書（甲35）が「やりとりした内容を記録した文書」に該当することは明らかであるにもかかわらず、被告はそれを否定しており、解釈に食い違いが生じている。それゆえ、裁判所が本件各開示請求対象文書に該当するか否かを判断できるようにするため、偏狭な解釈によって対象となる文書を被告が不当に狭めていないかを検証する必要がある。

被告が、「後記①のとおり」、「後記②のとおり」としたカテゴリーの文書は、

(ii) 内閣法制局からの質問や意見、内閣法制局が結論を出す時期の見通

し等を記載して内閣官房ないし内閣府内で報告した文書またはメール

(vi) 内閣総理大臣秘書官（その他内閣総理大臣に取り次ぐ者）に内閣法

制局打ち合わせの状況や内容について報告した文書ないしメール（内

閣法制局の結論的意見ないし意見がないことを記載した文書ないしメ

ールを含む）

(vii) 内閣総理大臣秘書官（その他内閣総理大臣に取り次ぐ者）から受領

した文書ないしメール

であり、本件の重要性や緊急性に照らし、いずれも存在しないはずのない文書である。

被告は、これら文書について、殊更に「『本件各開示請求の対象文書』という限定を何ら付すことなく」などと述べる（被告準備書面（4）15頁）。

しかし、内閣官房と内閣府の担当者が、7月12日に内閣法制局を訪れた際に、何か別のテーマも議題にあげたというのであればともかく、「閣議決

---

たが、特にここで問題となる(ii)、(vi)、(vii)は、次頁に列記する。

定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかにつき、内閣法制局に対して意見を求めた」のであるから（乙8・1頁）、これらのカテゴリーに含まれる文書の範囲は、自ずと内容的に関連したものになるはずである。したがって、これらの文書について、被告の解釈によって狭めることなく、対象としたうえで釈明に答えるべきである。

### 3 「第2 内閣法制局への照会内容について」

被告は、「甲35文書は、内閣官房及び内閣府が、個別事案である『安倍元総理大臣の葬儀の形式について』（甲35表題部参照）作成した文書であって、内閣法制局は甲35文書の作成につき、何ら『指導・関与』していない」と主張する（被告準備書面（4）11頁）。

しかし、「喪に関する記載」は、「2 国葬儀を政府が決定すること（内閣法制局も了解）」という項目中に③として記載されている。その記載位置から、「（内閣法制局も了解）」した対象のはずである。さらに、原告第2準備書面6～7頁で記載したとおり、「喪に関する記載」の有無は、国葬令との対比や、思想及び良心の自由（憲法19条）との関連で重要な法律事項であるから<sup>9</sup>、内閣法制局が関与していないことは考えられない。

また、「将来に関する記載」についても、原告第2準備書面6頁に記載したとおり、規範設定の有無にかかわるから、そのような行為は内閣が行う

---

<sup>9</sup> 被告が提出した「故安倍晋三国葬儀に関する意見聴取結果と論点の整理」（乙18）のとおり、被告は、国葬儀が終了した後、2022年10月中旬から12月にかけて、憲法、行政法、政治学、外交等の分野の学識経験者等21名から意見を聴取し、論点と意見を整理のうえ公表するという異例の対応をした。この意見聴取の結果整理された論点の筆頭に「法的根拠と憲法との関係」が挙げられており（乙18、6頁）、被告がこの論点を重要視していたことがわかる。同論点に関して、国葬儀の実施に当たって法律上の根拠が必要か、憲法14条、憲法19条及び憲法20条3項に違反するか等について意見が述べられている。「喪に関する記載」の有無は、このように被告が重要視した「法的根拠と憲法との関係」の論点に密接にかかわる重要な法律事項であり、これに内閣法制局が関与していないことは考えられない。

ことではなく、国会が行うべきであるとの結論を方向づける方向に働く要素である。この記載について、被告は、内閣法制局からの指摘を受けて1文を加えたと簡単に説明する程度である。しかし、なぜそのような追加が必要かの説明に加えて、そもそも、葬儀形式文書（甲35）を甲9とは別文書として作成し、安倍元総理大臣を個別に取り扱うことにした経緯自体、「将来に関する記載」の影響とも考えられるのであり、これらのことに関連して、さまざまなやりとりがなされて文書ないしメールとして記録されたはずである。

原告第2準備書面13頁で記載したとおり、被告は、真実を隠蔽しようとする姿勢が顕著であるが、証拠上明らかになった「喪に関する記載」や、既に明らかになっている「将来に関する記載」にかかわる事項、あるいはその他の事項に関し、いかなる法律問題が提起され、話し合いが行われたかを明らかにすべきである。

以 上